

報道協定制度の運用に係る留意事項について（通達）

令6.3.4 丁捜一発第35号、丁総発第25号、警察庁刑事局捜査第一課長、警察庁長官官房総務課長から各地方機関の長、警視庁総務部長、警視庁刑事部長、各道府県警察本部長あて

（概要）

報道協定について、その留意事項を示し、対応に遺漏のないようにするよう指示したものを。